

令和3年度第10回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年1月18日(火)
午前9時30分 ～ 午前11時20分
場 所 川棚公民館 2階講堂

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 17 名
出 席 総 数 14 名
欠 席 総 数 3 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	新久保 克己	出席
3	欠 番	—
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	欠席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	欠席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人 1 名

令和3年度第10回総会

(開始時刻 9時30分)

事務局（大和事務局長）

ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数17名でございますが、本日は14名が出席、3名が欠席しております。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数となっておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づきまして、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づきまして、議長である会長の「開会の宣告」のち、お手元の総会次第に沿って議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告のあったとおり、出席委員数が過半数でございます。本日の総会は成立いたしますので「令和3年度第10回定例総会の開会」を宣告いたします。

それでは、議事に入ります前に、議事録への署名委員を定めさせていただきます。総会会議規則第19条第3項に、議長である私のほか2名の委員が署名するよう規定されておりますので、私から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号10番 田上光義委員と、議席番号11番 河本隆一委員のご両名を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田2筆、合計面積は4,980㎡、位置図は3、4ページ、公図は5ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約1.5 kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、高齢により管理が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の[]の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田3筆、合計面積は8,813㎡、位置図は6、7ページ、公図は8ページから10ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約1.1 kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、農業後継者である譲受人に贈与するものでございます。

申請地は、譲受人の[]の距離に位置しており、譲受後は水稻を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、3番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は872㎡、位置図は11、12ページ、公図は13ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所清末支所から北西へ約2 kmに位置する、農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、申請地の耕作が困難な譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、農地改良を行い、葉物野菜やサトイモ等を栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑1筆、面積は413㎡、位置図は14、15ページ、公図は16ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線福江駅から北東へ約680 mに位置している、農業振興地域内の農用地でございます。

申請理由は、兄から弟に贈与するもので、申請地が譲受人の自宅から近くに位置していることから、この度の申請に至ったものでございます。

申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後はタマネギや白菜等の野菜を栽培する予定でございます。

贈与による所有権の移転となっております。

なお、譲受人からは、後ほど議案第6号でご審議いただきますが、4番の申請農地だけでは取得要件であります30aに達しないことから、総会議案書92ページの畑2筆、田3筆、合計面積2,704㎡について、合わせて利用権設定申出書が提出されております。

本案件を許可することとなった場合は、議案第6号の決定が前提となるため、公告日と同日付けでの許可といたします。

2ページに戻りまして、5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は2,300㎡、位置図は17、18ページ、公図は19ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約2.6kmに位置する、過去に農業公共投資の対象となった農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており管理が出来ない譲渡人の要望に、現耕作者の農事組合法人の代表で、構成員として農作業にも従事している譲受人が応じたものでございます。

譲受後も利用権設定により、現在の耕作者である農事組合法人が水稻栽培を継続するものでございます。

申請地は、農地所有適格法人に使用及び収益を目的とする権利等が設定されている農地でございますが、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるときに限り、例外的に許可の対象となるものでございます。

贈与による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、6番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田5筆、合計面積は8,071㎡、位置図は20ページから23ページ、公図は24ページから27ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊田総合支所から北東へ約2.7kmから約3.2kmに位置しており、 と の2筆は過去に農業公共投資の対象となった農地で、残りの3筆は農業振興地域内白地の農地でございます。

申請理由は、県外に居住しており帰郷する意思もない譲渡人の要望に、譲受人が応じたものでございます。

申請地は、譲受人の 以内に位置しており、譲受後は水稻を

栽培する予定でございます。

売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、4番の案件につきましては、議案第6号の決定を前提とするものでございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

なお、報告にあたっては、個人情報保護の観点から、個人名等を直接に使わず、譲渡人、譲受人等と表現するようにお願いします。

1番及び2番の案件について、議席番号11番 河本 隆一委員、報告をお願いします。

河本隆一委員

11番の河本です。さる1月7日、事務局職員1名、農業委員2名で現地を見て参りました。

まず1番の案件ですけれども、譲受人が長年耕作をしておりました農地でございます。この度、高齢に伴い管理が困難なことから、譲受人に譲渡すということでお話がありました。なお、譲受人は地域でも中心的な農業者であります。そういった意味で、なんら問題ないと思われまますので、審議のほどよろしく願いいたします。

次に2番の案件ですけれども、1月7日に事務局職員1名、農業委員2名で現地を見ました。

この譲受人、譲渡人の関係は親子でございます。後継者でもあります譲受人が、高齢のため耕作が困難になった譲渡人の農業経営を引継ぐものでございます。なんら問題ありませんし、いまからの後継者としての働きに期待をしているところでございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお

願います。

新久保克己委員

2番の新久保です。3番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。

1月12日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。確認時、申請地の周囲には電気柵が設置されておりまして、よく管理されたところでありました。

申請内容につきましては、譲渡人が耕作が困難なため経営移譲を申し出たところ、地域で耕作している譲受人が応じたものであります。

譲受人の自宅は申請地からも近く、耕作に必要な農機具を保有しており、今後は営農活動の拡大を図る予定であり、問題はないと思われま。

ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件について、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5番の田崎です。4番の案件について、ご説明させていただきます。

1月12日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地調査に参りました。

申請地は、国道191号線沿いの福江駅と■■■■■の間地点にありました。周囲にはビニールハウスや路地野菜が栽培されているところで、申請地には花木が植えられていました。

譲受人は、■■■■■離れた農地を兄から譲受け、玉ねぎや野菜を作付けするとしています。現在、耕運機やテラー、草刈り機、ポンプ等、軽トラを保有しております。

出荷先は直売所となっております。

譲受人ご夫婦はとても誠実な方で、楽しく農業をされると思います。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件について、議席番号13番 伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

13番の伊田です。5番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和4年1月7日に、事務局職員1名と農業委員2名で現地を調査いたしました。

申請地は、長年、譲受人が耕作していましたが、この度、譲渡人から贈与の申出があり、それに応じたものです。

譲受後の当該農地は、地元の農事組合法人がいままでどおり営農することが決まっており、本案件申請に懸念事項はないものと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6番の案件について、議席番号16番 金田豊和委員、報告をお願いします。

金田豊和委員

16番の金田です。1月7日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

譲渡人は、相続により農地を取得したものの県外に居住しておりまして、財産整理について譲受人に売買を申し出たものです。

また、譲受人は、以前から農地を耕耘及び草刈り等の管理をしておりまして、財産整理のための譲渡人の申出に応じるものであります。なんら問題はないと思います。

ご審議のほどお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手、起立ののち、議席番号及び氏名を述べたうえで発言をお願いします。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

なお、4番の案件は、日程第6 議案第6号の決定が前提となるため、議案第6号の際にお諮りします。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のうち、4番以外の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のうち、4番以外の案件について、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書28ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は29、30ページ、公図は31ページで、土地利用計画図は32ページをご覧ください。

本案件の申請地は、令和3年度第8回総会議案第4号4番としておりましたが差し戻された案件の農地で、この度、無断転用案件として4条許可申請がなされたものでございます。

申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南東へ約800mに、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた区域内に位置しており、農地法施行令第7条第2号及び農地法施行規則第44条第3号に該当する「第三種農地」でございます。

転用目的は、宅地造成でございます。

申請理由は、現在申請地を耕作しておらず高齢で管理も困難なことから、宅地造成した後、長男に住宅用地として贈与することを計画したものでございます。

本案件には一体利用地はなく、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

また、この度の計画は、造成のみを目的とした申請ではございますが、申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている土地の区域内にある農地でございますので、農地法施行規則第47条第5号に該当し、例外的に認められております。

申請地には隣接した農地はなく、汚水は合併浄化槽で処理され雨水とともに河川に放流される予定となっており、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

なお、本案件は無断転用案件で、令和3年7月頃に、農地法の許可なく宅地造成がなされていたことから、下関市農業委員会会長あてに始末書の提出がなされております。

本案件は「第三種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1 番の案件について、議席番号 1 0 番 田上光義委員、報告をお願いします。

田上光義委員

1 0 番の田上です。1 月 1 1 日に、事務局職員 2 名と農業委員 2 名で、再度現地確認をしました。

これは、昨年 1 1 月総会の議案として提案されましたけども、差し戻した案件でございます。申請地には以前建物がありましたが、平成 6 年頃に撤去され宅地として放置され、その後、他の人が畑として耕作をしていたものを無断転用したもののようです。

今回、宅地造成をされるということで、申請されたものでございます。雨水は川に放流、汚水は合併浄化槽を設置し処理することです。側に市道が通っていますので、水道はそこから引き込むとのことでございます。

昨年の経緯もございますけれども、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可について」、原案のとおり許可することと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第 3 「議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。なお、日程第 4 議案第 4 号の 1 番の案件は、8 番の案件と密接に関連しているため、併せてお諮りすることとします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

説明の前に、議案書の訂正がございます。総会議案書34ページ、番号3番については、申請者死亡により令和4年1月14日付けで、許可申請取下申出書が提出されておりますので、本議案より取下げによる削除をいたします。

なお、本案件については、相続登記完了後に、改めて5条許可申請がなされる予定となっております。

それでは、ご説明いたします。

1番と2番は、同一事業でございますので合わせてご説明いたします。

総会議案書、33ページをお開きください。1番、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は40、41ページ、公図は42ページで、土地利用計画図は43ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所川中支所から南西へ約1kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、共同住宅で、2番の申請地は法面及び通路を整備する計画となっております。

申請理由は、申請地周辺は、人気住宅地で、学校等にも近く生活に便利な環境に位置していることから、この度の計画に至ったもので、土地所有者が事業者の要望に協力するものでございます。

1番は売買による所有権の移転で、2番は使用貸借による権利の設定となっております。

1番の申請地は2番の一体利用地となり、2番の申請地が1番の一体利用地となります。

計画面積は土地利用計画からみて適当で、土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地がございますが、擁壁を設置し、法面は整形後に種子吹付けを行う計画となっております。

汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ新設の道路側溝から既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

許可されることとなった場合は、1番、2番は開発許可を含む同時許可といたします。

総会議案書、34ページをお開きください。4番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は48、49ページ、公図は50ページ、土地利用計画図は51ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線幡生駅から北西へ約1.5kmに位置している、過去

に農業公共投資の対象となった農地で、農地法施行令第12条第2号及び農地法施行規則第40条第1号及び第2号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、自己用住宅でございます。

申請理由は、申請地周辺は、宅地化が進んでおり、住環境にも恵まれていることから、自己用住宅の建築を計画したもので、高齢となり自力での耕作が困難となった譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は、市道加工部分のみで、道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

申請地に隣接した農地が一部ございますが、土盛り芝張りで養生する計画となっており、汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

許可されることとなった場合は、開発許可と同時施行といたします。

34ページに戻りまして、5番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は52、53ページ、公図は54ページで、土地利用計画図は55ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所豊北総合支所神田支所から南西へ約1.8kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない孤立した農地で「第2種農地」となります。

転用目的は、駐車場15台分を整備するものでございます。

申請理由は、XXXXXXXXXXでキャンプ場を運営している譲受人には、自己所有のキャンプ場利用者専用駐車場がないことから、この度の計画に至ったもので、耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

土地利用計画図に記載しております進入路部分は国道からの出入口で、一体利用地は国道加工部分のみで、道路工事等承認申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の西側に高低差のある隣接した農地がございますが、申請地内は、砂利を敷きならし造成により勾配調整を行う計画となっております。

汚水の発生はなく、雨水のみ道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

6番と7番は同一事業でございますので、合わせてご説明いたします。

総会議案書は35、36ページでございます。6番、7番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は56、57ページ、公図は58ページで、土地利用計画図は59ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から北西へ約240mに位置している、農地法施行令第14条及び農地法施行規則第43条第2号に該当する「第3種農地」となります。

転用目的は、 の建設で、6番の申請地には、進入路、法面及び駐車場を、7番の申請地には、進入路及び法面を整備する計画となっております。

申請理由は、現在、発泡酒の販売を行っている事業者が、事業の拡大及び障害者就労支援事業の促進を目的に の建設を計画しましたが、申請地に進入路を整備しなければトラック等の事業用車両の乗り入れが困難なことから、この度の計画に至ったもので、高齢で管理が困難な土地所有者が事業者の要望に応じたものでございます。

6番は贈与による所有権の移転で、7番は使用貸借による権利の設定となっております。

6番の申請地は7番の一体利用地となり、7番の申請地が6番の一体利用地となります。

原野2筆と宅地1筆は、この度の申請者の所有地で土地所有者として承諾しており、残りの一体利用地は、市道加工部分のみで道路工事施行承認申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策としては、北西側の農地は申請地よりも高い位置にあり、南側には青線で分断された農地が一部ございますが、法面を整形し芝張りで養生する計画となっております。

各申請地からの汚水の発生はございませんが、工場からの汚水は、合併浄化槽で処理され道路側溝に放流されます。また、雨水の大部分は新設水路から道路側溝に放流され、表面雨水の一部のみが申請地南側の農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本案件は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられません。

続きまして、議案第3号8番、議案第4号1番を合わせてご説明いたします。

まず初めに、議案第4号1番でございます。

総会議案書、74ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は75、76ページ、申請時の公図は77ページ、現在の公図が78ページ、変更前の土地利用計画図は79ページ、変更後の土地利用計画図は80ページをご覧ください。

変更理由は、隣接地の開発事業者から申請地の一部を開発区域の一部として利用したいとの相談を受け、この度の計画変更に至ったもので、変更区分は土地利用計画でございます。

詳しくご説明いたします。

総会議案書78ページをお開きください。

議案第3号8番の開発計画に伴い、計画面積から法面部分である現在の登記地目雑種地3筆と原野1筆を除外し、議案第3号8番の通路部分及び宅地敷地として利用するためでございます。

雑種地3筆は、後ほどご報告いたしますが、報告第9号1番の農地の転用事実に関する証明交付後に、地目変更がなされた筆で、除外部分の4筆は全て議案第3号8番の一体利用地となります。

続きまして、議案第3号8番についてご説明いたします。

総会議案書37ページをお開きください。8番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は60、61ページ、公図は62ページで、土地利用計画図は63ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約1.4kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地で、農地法施行令第12条第1号に該当する「第1種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地2区画を整備するものでございます。

申請理由は、申請地周辺は宅地化が進み、子育ての居住環境にも恵まれていることから、申請地区を選定し、既存の住宅団地にも接している、住宅の需要が見込まれる申請地に計画したもので、維持管理が困難な各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、

事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、議案第4号1番でご説明いたしました4筆と原野1筆がございますが、各土地所有者から開発行為の同意書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、申請地内を造成し法面は芝張り及び締めたたきする計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに新設の道路側溝から既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、第1種農地ではございますが、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」に該当しており、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行とし、議案第4号1番の承認日と同時許可といたします。

総会議案書、38ページをお開きください。9番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は64、65ページ、公図は66ページ、土地利用計画図は67ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所王司支所から南東へ約500mに位置している、農地法施行令第15条及び農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、建売住宅9棟の建築でございます。

申請理由は、申請地周辺は宅地化が進んでおり、交通の便も良く住宅の需要が見込まれることから、申請地を選定し建売住宅の建築を計画したもので、耕作及び維持管理が出来ない各譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

一体利用地は市道加工部分と法定外公共物の加工部分のみで、道路工事施行承認申請書と法定外公共物加工許可申請書が提出されており確保は確実で、土

地利用計画及び建ぺい率からみて適当であると判断しております。

土砂の流出対策といたしましては、申請地の南東側に隣接した農地がございますが、申請地内を造成し法面は種子吹付けを行う計画となっております。汚水は公共下水道で処理され、雨水のみ新設の側溝から農業用排水路に放流されるため、周辺農地への営農には支障ないと判断いたしました。

本案件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可されることとなった場合は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書、39ページをお開きください。10番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

位置図は68、69ページ、公図は70ページ、公図の拡大図は71ページ、土地利用計画図は72ページ、土地利用計画の拡大図は73ページをご覧ください。

申請地は、JR山陰本線安岡駅から北東へ約900mに位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない集団性のある農地ではございますが、安岡駅から半径500m以内の区域の総面積に占める宅地の面積が40%を超えており、半径900mにおいても40%を越えていることから、農地法施行令第15条及び農地法施行規則第45条第2号に該当する「第2種農地」となります。

転用目的は、申請地に特定建築条件付売買予定地3区画、申請地以外に宅地分譲2区画を整備するもので、合わせて調整池も整備する計画となっております。

申請理由は、申請地区は宅地化が進み子育ての居住環境にも恵まれていることから、既存の住宅団地にも接している住宅の需要が見込まれる申請地に計画したもので、維持管理が困難な各譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。

売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の1筆は譲受人の所有地で、残りの2筆は土地所有者から開発行為の同意書が提出されております。

水路加工部分については下関土地改良区地区運営委員会からの承諾書が提出されており、残りの一体利用地は市道加工部分と法定外公共物加工部分のみで、全て必要な申請書が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画及び標準的な建物の建ぺい率からみて適当であると判断しています。

土砂の流出対策といたしましては、申請地周辺には隣接した農地がございます

すが、擁壁及び見切壁等を設置し法面は芝張りで養生する計画となっております。

汚水は合併浄化槽で処理される予定で、雨水とともに新設の道路側溝から調整池にためられ農業用排水路に放流されますが、水利権者からの開発行為の同意書が提出されており、周辺農地の営農には支障ないと判断いたしました。

この度の転用につきましては、下関土地改良区から、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

この度の転用につきましては、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、許可することとなった場合は、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付すこととし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1番、2番、4番、8番及び議案第4号の1番、並びに10番の案件について、議席番号5番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

議席番号5番の田崎です。1番から申し上げます。1月12日、農業委員2名、事務局職員2名と現地確認に参りました。

申請地は、 の の近くにあつて、集落に接続し、開発が続いているところでした。第1種農地です。荒廃し雑木が茂っていました。

学校や店舗にも近く生活に便利な環境であるため、共同住宅建築のため譲り受けたいとの譲受人からの要望に、譲渡人が応じたものです。

譲受人は、既にアパートを経営しており、将来のことを考え経営の拡大を図るために申請することとしたものです。共同住宅14戸、駐車場22台となっております。

売買によるものです。

続きまして2番です。これも1月12日、事務局職員2名、農業委員2名で現地確認に参りました。

1 番の議案の共同住宅を建てるにあたり、造成地内の法面、借受人の使用通路を整備したいとの借受人の要望に、貸付人が応じたものです。

使用貸借によるものです。

続きまして4番です。1月12日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。

申請地は、[] にあり交通の便もよく、周辺はビニールハウスや農地がありますが、集落に接続し宅地化が進んでいる第1種農地でした。

宅地化が進み住環境もよいことから、申請地を選定し自己用住宅を計画した譲受人が、現在は野菜を耕作していますが高齢となったため自力での耕作が困難となった譲渡人に申し出たもので、その要望に譲渡人が応じたものです。

汚水や生活雑排水は公共下水道に接続することになっています。法面には芝張りをするることになっていることから、周辺の農地には支障がないと思われま

す。

8 番の案件についてご説明いたします。1月12日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。

申請地は、[] の近くにある第1種農地の畑で、荒廃農地となっていました。宅地化が進んでいるところで、申請地も集落に接続していました。

転用の目的は、特定建築条件付売買予定地2区画です。維持管理が困難となった譲渡人3名は、申請地が良好な住宅地で需要が見込まれるため、この計画に至った譲受人が譲渡人に売買を申し出たもので、その要望に譲渡人が応じたものです。

汚水については公共下水道に接続となっています。周囲の農地には支障がないと判断いたしました。

申請書には必要な書類が添付されていました。

10 番の議案です。1月12日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。

申請地は、[]、[]、[]、また [] の近くにありました。開発が急速に進んでいるところで、集落に接続する第2種農地で畑でした。現在は作付けされていませんでした。

申請地は良好な住宅地で需要が見込まれるため、特定条件付売買予定地3区画、宅地分譲住宅2区画を整備する計画に至った譲受人が、農地の管理が困難になった譲渡人3名に売買を申し出て、その要望に譲渡人が応じたものです。

周辺に農地はありますが、上下水道や調整池が計画されており支障はないと判断しました。

申請書には必要な書類が添付されております。

農地ではありますが、昔ながらの状態で農地に容易に入れず、高齢で管理でき

ない状態では致し方ないと思いました。

議案第4号の1番です。1月12日、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認に参りました。

変更前は1,263㎡で、変更後が1,115.77㎡です。

先程の8番に隣接する開発業者が今回の申請者です。申請地の法面部分を開発区域の一部として利用したいとの申出があったものです。令和4年4月1日から市街化調整区域の見直しがされることから、隣接地での開発業者の要望に応じこの度の申請計画の変更にいたった理由などが添付されておりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件について、議席番号18番 有田孝義委員、報告をお願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。5番の案件について説明いたします。1月6日、農業委員2名、事務局職員1で現地を確認いたしました。

譲受人は■■■■■や■■■■■を経営していますが、利用者のための駐車場を探していたところ、高齢で管理のできない譲渡人が、譲受人の要望に応えたものです。

申請地は、休耕状態の孤立した農地で、周辺には耕作可能な農地はなく、転用目的が駐車場の整備であることから汚水の発生もなく問題ないと判断いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、6番及び7番の案件について、議席番号7番 下田敏純委員、報告をお願いします。

下田敏純委員

7番の下田です。6番と7番を一緒にご説明いたします。1月12日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地確認を行いました。

これは、■■■■■で■■■■■が■■■■■を建設するため申請があったものです。

以前から、この■■■■■は、■■■■■を生産し、業者に委託して■■■■■を作っており、かなり評判もいと聞いております。これからは、■■■■■自体が、■■■■■

の米と自分が生産した■■■■■を使って■■■■■を生産したい、■■■■■を作りたいと考え申請したものです。

申請地ですが、進入路が狭く駐車場がありませんので、6番はお客様、従業員用の駐車場と道路の拡幅等の内容となっておりますが、これについては譲渡人が贈与するということになっていきます。7番は、6番の一体利用地で使用貸借による権利の設定となっております。

■■■■■でこのような開発行為が行われるのは珍しく、町の活性化にもつながると思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、9番の案件について、議席番号2番 新久保克己委員、報告をお願いします。

新久保克己委員

2番の新久保です。9番の案件につきまして、現地確認の結果を報告いたします。1月12日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請内容は、申請地周辺は住宅化が進んでいることから譲受人が建売住宅9棟を計画したところ、耕作が困難な譲渡人が計画に応じたものであります。

汚水は公共下水道に、雨水は農業用排水路に放流するものであります。なお、隣接する農地との法面には種子吹付けを行う計画があり問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

どうぞ。

金田豊和委員

16番の金田です。議案第4号1番について、いくつか質問があります。

最初に、土地利用計画の全体面積ですが、変更前が1,263㎡、変更後が1,115.77㎡、その差が削除部分の面積と合わないのはなぜですか。

次に、削除部分の地目が、雑種地、原野と農地以外のものになっているのはなぜですか。

最後に、今回の削除部分の面積はわずかですが、例えば半分の面積を削除するような変更は認められるのですか。

事務局（岡本主任）

お答えいたします。

土地利用計画の全体面積の扱いについて、山口県に照会いたしました。全体面積は、変更前の全体面積から削除面積を差し引いて求めるのではなく、削除した後の全体面積を求積して求めるとのことでした。

次に地目変更でございます。特定建築条件付売買予定地の場合、道、法面等につきましても、開発の完了検査が終わりましたら、農業委員会に証明願が提出されます。現地において、農業委員と事務局職員とで完了を確認した後に証明書を交付いたします。この証明書をもって、法務局で相応の地目に変更することが可能となります。但し、宅地につきましても、建築確認の検査済証を添付しなければ証明書を交付しておりません。ですから区画については現在も農地のままでございます。

最後の質問についてですが、その都度の判断によるものと考えております。ただし、現実的には建物の建つ部分、区画についての変更は開発として厳しいのではないかと考えられます。大規模な変更というものは想定されていないのではないかと考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

金田委員、よろしいですか。

金田豊和委員

はい。

議長（山田会長）

他にございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、原

案のとおり許可すること及び「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の案件について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、原案のとおり許可し、「議案第4号 農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」の1番の案件について、原案のとおり承認することと決しました。

なお、4番及び8番の案件についての許可は、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行ったのちに行うこととします。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 現況確認について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書81ページをお開きください。1番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は畑2筆、合計面積は3,117㎡で、申請地の位置図は82、83ページ、公図は84ページから86ページをご覧ください。

申請地は、JR山陽本線幡生駅から南東へ約1.4kmに位置する土地でございます。

令和4年1月12日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書にも記載しておりますが、一部雑木は確認できましたが、大部分は雑草等の状況でございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条各号に該当しないため、「農地」と確認しております。

81ページに戻りまして、2番。

申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。

登記地目は田1筆、面積は769㎡で、申請地の位置図は87、88ページ、公図は89ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ約2.5kmに位置する土地でございます。

令和4年1月7日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおり状況でございました。

現況確認書交付事務取扱要領第5条（3）に該当するため、「非農地」と確認

いたしました。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

1 番の案件について、議席番号 5 番 田崎育子委員、報告をお願いします。

田崎育子委員

5 番の田崎です。1 月 1 2 日、農地利用最適化推進委員 1 名、農業委員 2 名、事務局職員 2 名の 5 名で現地確認に参りました。

現地は、旧市内の市街地の後田にございました。30 年以上は耕作されていないと記載されていますが、一部に雑木が確認できたものの、後は雑草等で、非農地にはあたらないと判断させていただきました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山田会長）

続きまして、2 番の案件について、議席番号 1 3 番 伊田喜弘委員、報告をお願いします。

伊田喜弘委員

1 3 番の伊田です。2 番の案件について、調査結果をご報告いたします。

令和 4 年 1 月 7 日に、事務局職員 1 名と農業委員 2 名並びに農地利用最適化推進委員 1 名で現地を調査いたしました。

申請地は、昭和 60 年頃より耕作放棄された農地で、笹が一面に繁茂しており、また樹木も数本ございました。当該申請地の大部分は山林に隣接しています。そのことも起因し、すでに隣接する山林と一体化していました。残念ながら農地への復旧は困難と思いました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第 5 号 現況確認について」、原案のとおりとすることに賛成

の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第5号 現況確認について」、原案のとおりとすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書90ページをお開きください。1番。

この案件は、令和4年1月21日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、91ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年1月21日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第6号関係資料①」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

2番。

この案件は、令和4年2月1日公告予定分に係る決定でございます。

詳細につきましては、92ページから94ページの「2. 農用地利用集積計画一覧表（令和4年2月1日公告予定分）」をご覧ください。

この案件は、利用権に係る決定でございます。

別紙「議案第6号関係資料②」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は、「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおりとすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおりとすることと決しましたので、その旨を下関市長に通知します。

続きまして、本議案の決定を前提としていた「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のうち4番の案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」のうち4番の案件について、原案のとおり許可することと決しました

議長（山田会長）

次に日程第7「議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書95ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理機構が借受けた農地を、公募した借受け希望農家に配分するにあたり、下関市長から農用地利用配分計画に係る意見を求められたものでございます。

1番。

内容につきましては、96ページの「1. 農用地利用配分計画（案）（下関区域分）」と、97ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況」をご覧ください。

別紙「議案第7号関係資料」に地区別の利用配分計画集計表をお示ししております。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおり訂正することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、「議案第7号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画に係る意見決定について」、原案のとおりとすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第8「議案第8号令和3年度第9回総会議案第8号及び第9号の審議案件の訂正について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご説明いたします。

総会議案書98ページをお開きください。

本案件は、令和3年度第9回総会にて審議していただきました議案第8号及び9号の訂正でございます。

農地法第30条第1項に基づき、昨年8月から9月にかけて農地利用状況調査を実施した農地について、非農地及び遊休農地の判定を行っていただきました。

判定いただいた農地の内、再調査及び確認の結果、訂正が生じたものでございます。

議案第8号関係資料をご覧ください。

「令和3年度非農地分（訂正リスト）」につきましては、非農地から遊休農地に変更、非農地から解消、及び面積を訂正したものでございます。

遊休農地に変更した農地につきましては、農地法第32条第1項の規定に基づき、農地利用意向調査を行うようにし、解消されれば農地といたします。

「令和3年度遊休農地分（訂正リスト）」につきましては、既に地目が保安林、山林となっていたもの、遊休農地から解消したものの、及び字、地目を訂正したものでございます。

地目が保安林、山林となっていたもの、解消したものは遊休農地から削除いたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

疑はございませんか。

有田孝義委員

はい。

議長（山田会長）

有田委員、お願いします。

有田孝義委員

18番の有田です。議案第8号の資料のなかで、非農地を遊休農地と訂正しているものがあります。8月、9月の調査で、農地利用最適化推進委員2名と私とで調査をした結果についてなのですが、今日、資料を見て驚いています。事務局と認識の違いがあったのかなと思います。訂正されるのであれば、地元で確認した農地利用最適化推進委員等の説明も入れ、議案を提出されてはいかがですか。

議長（山田会長）

事務局、いかがですか。

事務局（中川事務局長補佐）

お答えいたします。

この度の農地利用状況調査につきましては、広範囲な詳細調査ということもありまして、事務局職員の確認と申しますか、後追いの調査を実施いたしました。その件につきまして、皆様方に事前にご案内をしていなかったことを、大変に申し訳ないと思っております。

有田委員からご指摘のあった[]につきましては、事務局職員が確認調査を実施いたしました。私と[]の併任職員の2名で対応いたしました次第でございます。調査の結果を、本日このような形で上程させていただきました。かなりの件数ございましたので、今月になったものでございます。

また、今後の調査につきましては、このような確認調査により、訂正等入らないような方法を検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山田会長）

はい。有田委員、どうぞ。

有田孝義委員

地元の農地利用最適化推進委員等と事務局職員とで、現地確認における視点の違いが良くわかりません。例えば番号206の案件について、どのような判断で遊休農地としたのか、出来れば全部について説明して欲しいと思うのですが、いかがですか、

議長（山田会長）

すべての案件については、時間の都合もあり難しいと思いますが、例えば、番号206の案件について、事務局から遊休農地として判断した理由を説明できますか。

事務局（中川事務局長補佐）

この場で、一つ一つについて説明するのは困難でございますが、遊休農地としたものにつきましては、雑木等が生えているかという、非農地判定の基準に基づき判定をいたしました。雑木が生えていなかったということが、大きな理由となっております。

議長（山田会長）

有田委員、いまの回答でいかがですか。

有田孝義委員

8月、9月の農地パトロールについては、農地利用最適化推進委員2名と農業委員とで現地を調査することとなっており、その調査の結果を報告したものです。それを何の相談もなく訂正している。訂正する必要があるかどうかは現地を確認すればわかることです。一覧表だけを見ても内容がわかりません。ここで議決されれば決定となります。それは止めて欲しい。

議長（山田会長）

いま有田委員からご意見がありましたが、私どもは現地を確認しておりませんので何とも申し上げられません。事務局の説明によれば、雑木等が見られないのに非農地の判定はいかがなものか、ということで訂正を行ったとのこと。

他の案件についても、事務局は同様の判断を行っているとのこと。

事務局（中川事務局長補佐）

補足説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

非農地判定された農地につきましては、今後、所有者の方に非農地通知を発送いたします。発送後には、所有者から事務局に照会がございます。その際に、どのような基準で非農地としたかの質問に、回答ができる状態でなければ厳しいといった事情もございます。

議長（山田会長）

はい、岩本議員、どうぞ。

岩本憲慈委員

17番の岩本です。先ほどからお話を伺っておりますと、現地を確認されたのは農地利用最適化推進委員と農業委員、おそらく3名程度だと思っておりますが、その時の判定が非農地ということで報告されたと思われまして。それを、事後に事務局職員と総合支所職員の2名で現地確認し、農地と判定された。それぞれの視点が違っているのです。今後の農地パトロールの実施を考えれば、このような事務局職員と農業委員、農地利用最適化推進委員とで意見の食い違いがあると、支障を生じると感じます。提案なのですが、議案第8号については保留にするということではいかがですか。

議長（山田会長）

ただいま、岩本委員から議案第8号について保留にしてはとの提案がございました。事務局と協議します。

11時15分まで、10分程度、休憩いたします。

（休 憩）

議長（山田会長）

それでは、ただいまから再開いたします。

先ほどからの有田委員、岩本委員からの提案について、事務局に回答を求めます。

事務局（中川事務局長補佐）

ご回答いたします。

議案第8号につきましては、判定のために現地確認を要するものでございます。農業委員、農地利用最適化推進委員と事務局職員とで、再度、現地を確認させていただきまして、改めて上程させていただきます。今回は、議案第8号につきましては保留とさせていただければと存じます。

よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

それでは、事務局の説明が終わりましたので、いまからお諮りをいたします。

「議案第8号 令和3年度第9回総会議案第8号及び第9号の審議案件の訂正について」、保留とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員、賛成と認めます。

以上で、すべての議事が終了しました。

議長（山田会長）

続きまして、日程第9「報告第1号」から日程第18「報告第10号」までを一括して、事務局に報告を求めます。

事務局（白田事務局次長）

ご報告いたします。

会議案書99から106ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は32件ございました。

107ページ、報告第2号「農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届出について」は1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

113ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について」は9件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により受理通知書を交付いたしました。

115ページ、報告第4号「農地造成届について」は2件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により受理通知書を交付いたしました。

125ページ、報告第5号「農地造成計画変更届について」は1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により受理書を交付いたしました。

131ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認

を行い、専決により受理書を交付いたしました。

132ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により証明を交付いたしました。

133から134ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

135から136ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は7件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

137から173ページ、報告第10号「事業進ちょく状況について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から報告第10号までについて、質問等はございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和3年度第10回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時20分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....